

川島桶川資源循環組合財政調整基金条例

令和 7 年 4 月 3 0 日

条例第 3 0 号

(設置)

第 1 条 地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号。以下「法」という。）

第 4 条の 3 及び第 7 条に規定する年度間における財源の調整を行い、組合財政の健全な運営に資するため、川島桶川資源循環組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

- (1) 法第 4 条の 3 第 1 項の規定に基づく積立てにあつては、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく決算剰余金の積立てにあつては、当該剰余金の 2 分の 1 を下らない額

(運用)

第 3 条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、全て一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかの場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための財源に充てるとき。
- (5) 償還期限を繰り上げて行う組合債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。